

令和6年能登半島地震の災害復興支援を求める意見書

令和6年1月1日に最大震度7を観測した地震は石川県下全域に大きな被害をもたらした。住宅被害は7万棟を超え、いまだに安否不明者がいる上、災害避難者は1万人以上となっている。

災害直後から、救助・道路啓開・人道支援・プッシュ型の物流輸送など、国あげての支援により、被災地及び避難者の状況は徐々に改善しつつあるが、いまだにライフラインが回復していない現状がある。

国において本災害を激甚災害に指定するなど、早期復旧の対応がなされているものの、さらなるスピード感を持った復旧・復興のためには、現行制度の範囲の拡大が必要であり、また今後、地方自治体が財政面で安心感を持って復旧・復興に取り組んでいくには、国による明確な財政支援の担保と、長期的な支援が必要不可欠である。

災害対策基本法には、「国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。」と定めている。

よって、国におかれては災害対策基本法にのっとり、国の責務として災害地域の一日も早い復旧・復興・防災を成し遂げるため、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げなどの財政措置及び地方自治体負担分の軽減措置のほか、人的支援の強化や仕事・雇用の確保など、これまでの枠にとらわれず、国の政策として、なりわいの可能な地域にするために、でき得る措置を全て講じられることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

白山市議会議長 北 嶋 章 光